

補助金調書

補助金名	新規就農スタートアップ支援事業補助金				担当課 (連絡先)	農林水産局総務農林部政策企画課 (TEL092-711-4841)				
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	新規就農者及び人・農地プランに位置付けられた中心経営体等から経営移譲を受けた後継者				区分	その他の補助金			
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期								
(公募の場合) 応募要件										
(非公募の場合) 非公募の理由	補助目的を達成し得る事業実施主体が限定されるため									
補助開始年度	平成27	年度	経過年数	7	年度					
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 新規就農者の就農意欲の喚起、初期投資の負担軽減を目的に就農後の経営安定と確保を図るもの。また、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、地域の経営資源の担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体の確保を図るもの。</p> <p>【対象事業】 農業経営に必要な機械・施設整備等及び経営発展の取組(法人化、新たな品種・部門等の導入、省力化・業務の効率化等)にかかる経費</p>									
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回					
終期を延長する理由	新規就農者の多くは、初期設備投資に資する自己資金が十分でなく、本事業による支援により、農業用機械導入による省力化、施設化による品質向上、出荷量の増大がみられ、農業経営の安定化を図るものであるため、今後も継続が必要と判断したものの									
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>(補助対象経費) 農業経営の開始若しくは改善に必要な施設・機械の導入に要する経費</p> <p>(補助金額の算定方法) 補助対象経費の1/2以内 (内野・曲淵・脇山・勝馬・志賀島・北崎・能古・今津校区については3/5以内)</p>								
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】									
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度				
	件	7	件	7	件	5	件			
	9,930 千円	5,245 千円		3,950 千円		1,697 千円				
前年度補助事業 の主な実施概要	申請件数7件(ハウス設置、農業用機械購入経費の補助)									
補助金交付 による効果	新規就農者に対し、農業機械導入や施設整備などへ補助金を交付することで、新規就農への意欲喚起につながり、初期投資にかかる経費の一部を助成することで、早期の経営安定が図られるという効果が見込まれる。また、経営を継承し、発展させる取組を支援することで、継承農家の早期の経営安定が図られ、地域の中心的な経営体を確保することができる。									

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。